

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 杉 山 貴 啓



公 告

下記により、一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：情報漏洩防止設備点検整備
- (2) 履行期間：契約締結日～平成32年3月31日
- (3) 履行場所：航空自衛隊横田基地

2 入札日時：平成31年5月16日（木）10時30分

3 入札場所：航空自衛隊横田基地 入札室

4 参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 全省庁競争参加資格で、「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

5 落札決定の方法

- (1) 総額決定方式
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約方法：確定契約

7 保証金

- (1) 入札保証金：無 (2) 契約保証金：無
- (3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

8 入札の無効

4の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書作成の有無：有

10 契約条項：航空自衛隊標準契約条項による。

11 契約条項を示す場所：航空自衛隊横田基地会計小隊事務室及び航空自衛隊横田基地HP

12 入札説明会：無

13 その他

(1) 端数処理

入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

- (2) 平成31・32・33年度有効分の資格決定通知書の写しを入札の前日までに送付すること。（FAX可）
- (3) 本件は郵便入札を可とする。なお、郵便の入札書は5月15日（水）必着とする。
- (4) 本書記載事項の詳細及び不明点は会計小隊契約班に照会のこと。

電話番号：042-553-6611（内線2248又は2328）担当：小澤

入札書

貴公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

令和元年5月16日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 杉山 貴啓 殿

入札者
住所
会社名
代表者名

印

入札代理人

印

件名	規格	単位	数量	単価	金額
情報漏洩防止設備 点検整備	仕様書のとおり	式	1		
	- 以下余白 -				

総額 ¥

履行期間: 契約締結日 ~ R2.3.31

履行場所: 航空自衛隊横田基地

委任状

令和元年5月16日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 杉山 貴啓 殿

私は 代理人と定め、
下記の権限を委任します。

件名：情報漏洩防止設備点検整備

記

1. 入札及び見積に関する事項



委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

印

受任者 (住所)
(会社名)
(氏名)

印

記入例

委任状



捨印
(代表者印)

令和元年5月16日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 杉山 貴啓 殿

代理人が入札する場合は、必ず入札時に提出して下さい。
(未提出の場合は、入札に参加できません。)

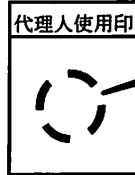
私は 大空 一郎 を代理人と定め、
下記の権限を委任します。

代理人氏名

件名: 情報漏洩防止設備点検整備

記

1. 入札及び見積に関する事項



代理人印

社版可

委任者 (住所) 北海道千歳市〇〇丁目〇〇番地
(会社名) 防衛商事
(代表者名) 代表取締役 防衛 太郎 印

代表者印

受任者 (住所) 北海道千歳市〇丁目〇番地
(会社名) 防衛商事
(氏名) 大空 一郎 印

代理人氏名及び押印

仕 様 書

1 件名

情報漏洩防止設備点検整備

2 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊横田基地における情報漏洩防止設備点検整備について適用する。

3 一般事項

本役務は、本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）、航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続きに関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）、電磁シールド室試験方法（防衛省規格NDS C 0012B 平成25年改正）によるものとする。

4 役務に関する要求

(1) 部品交換

ガスケット交換

規格：RKS-0LH0011（15mm×25mmステンレス3重メッシュ）

(2) 点検整備

ア シールドガスケット装着部（扉枠及び皿ステンレス部）

清掃、傷・変形等の状態確認及び皿ビスの緩み脱落確認

イ シールドガスケット

接触状態の確認及び調整

ウ エアタイト材

傷・変形等の状態確認

エ グレモンハンドル

締付動作確認、異音・振動の確認、操作時のハンドルの重さ確認及び取付ボルト増締め

オ グレモン受金物

傷・変形等の状態確認及び取付ボルト増締め

カ ヒンジ

開閉動作確認、異音・振動の確認、取付ボルト増締め、油脂のにじみ等の確認

キ ドアクローザー

開閉動作、速度確認及び傷、変形等の状態確認

(3) 動作確認

グレモン電気錠、インターロック制御盤、照光式押ボタンスイッチ及びメロデ
イホン

(4) 性能検査

- ア 測定方法は、スポット周波数法とし、試験周波数は系列Bとする。
- イ 測定に使用する適用周波数範囲は、別途指示する。
- ウ 数量等については、別表及び別図によるものとし、ガスケット交換2回目（点検整備、性能検査含む。）については1回目全箇所(point check)の点検整備後、6か月後（基準）に実施するものとする。

5 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査要領により実施するものとする。

6 その他の指示

(1) 提出書類

契約相手方は、次の書類を作成し、遅滞なく官側に提出するものとする。

書類名	提出期限	部数	備考
入門者一覧表	契約後速やかに	1	定型様式
現場代理人通知書	契約後速やかに	1	同上
臨時立入申請	契約後速やかに	2	同上
役務工程表	契約後速やかに	1	任意様式
役務日誌	作業日ごと	1	定型様式
性能検査成績書	作業完了後速やかに	1	任意様式
点検報告書(役務写真帳を含む。)	作業完了後速やかに	1	同上
電子データ消去確認書	作業完了後速やかに	1	定型様式
完成通知及び完成検査願書	作業完了後速やかに	1	同上
その他	必要に応じ指示した時	必要数	指示した様式

(2) 点検整備において、異常、劣化及び損傷箇所等を発見した場合は、原因の探求及び対応措置の判断を行い、簡易なものについては補修するものとする。その他については執るべき必要な措置、方法及び結果等を官側が指示した書面で報告するものとする。

(3) 本役務に必要な性能検査器具、部品及び材料等は、契約相手方が準備するものとする。

(4) 作業上の責任

本役務に関して、誤って既存部分に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告した上で、契約相手方の負担において原状に回復するものとする。

(5) 仕様書の疑義

契約相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、監督官を通じて契約担当官と協議の上、その指示を受けるものとする。

(6) 写真撮影

写真及び動画の撮影は、監督官が許可する場合を除き禁止する。

(7) 秘密保全・安全管理

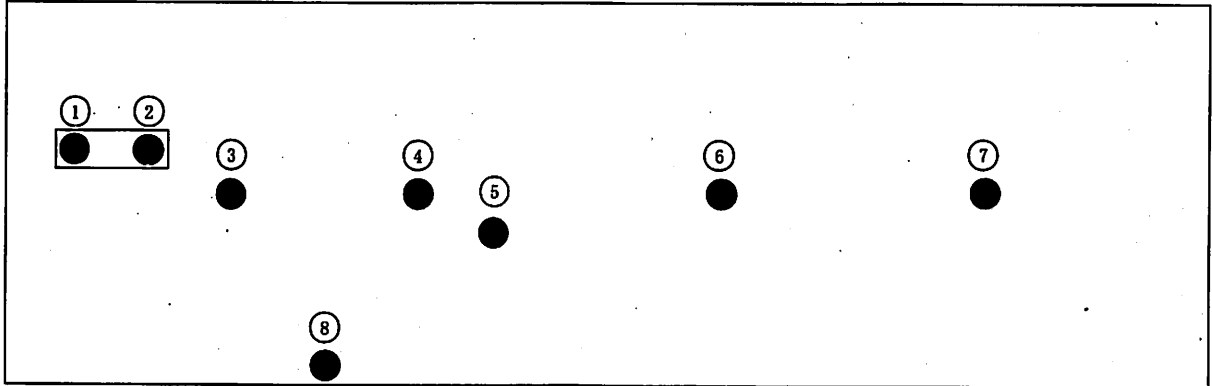
ア 本役務に関するデータ等は、契約相手方の責任において消去し、電子データ消去確認書を提出する。

- イ 本役務の履行にあたっては、直接又は間接を問わず知り得た事項について第三者へ提供又は公表を行ってはならない。
- ウ 本仕様書の関係者以外への閲覧又は、貸出しをする場合は契約担当官の承認を得てから行うものとする。
- エ 本役務の実施にあたっては、安全対策に万全を期するとともに、電波漏洩防止及び電波による障害等への対策を行うものとする。
- オ 本役務に関する一切の関係書類を作成するパソコンには、情報漏洩防止に万全を期するため、ファイル交換ソフトのインストールしていないものを使用し、作成するものとする。
- カ 基地内は、許可された場所以外への立入り及び移動を禁止する。
- キ 基地内への人員の立入りに必要な書類は、次の各号の何れかとする。
 - (ア) パスポート
 - (イ) 住民基本台帳カード（顔写真入り）
 - (ウ) 個人番号（マイナンバー）カード（カードの生年月日欄が西暦表示の場合、併せて在留カード等の提示が必要（日本国籍保有者は生年月日欄が年号（昭和、平成等）表記となっている。））
 - (エ) 免許証及び住民票（発行日から6か月以内のもので本籍記載のもの）
- (オ) 基地内への車両の立入りに必要な書類は、以下の各号に掲げる全ての書類を必要とする。
 - a 車両検査証（原本）
 - b 自賠責保険証書（原本）
 - c 任意保険証書（対人賠償3000万円、対物賠償300万円以上）（コピー可）
- (カ) 基地内への立入りは、0830～1700を基準とする。
- (キ) 喫煙及び飲食等は、監督官の指定する場所で行うものとする。

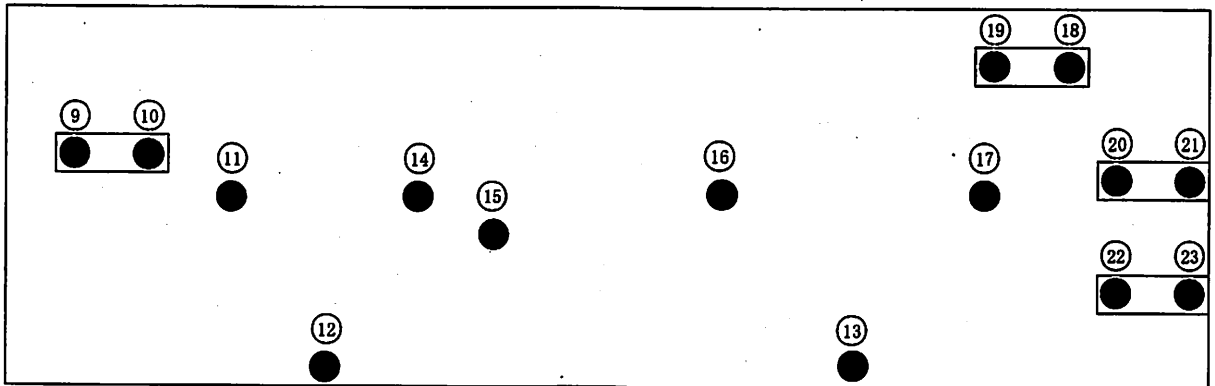
別表

扉番号	扉規格 (縦×横)	点検 整備	性能 検査	ガスケット (2周巻き)		エアタイト材		電気錠交換 (銅毛含む。)
				寸法	交換回数	寸法	交換	
1	右 2.46m×1.04m 左 2.46m×1.03m	○	○	—	—	—	—	—
2	右 2.46m×1.07m 左 2.46m×1.08m	○	○	—	—	—	—	—
3	2.06m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
4	2.06m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
5	2.06m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
6	2.06m×0.95m	○	○	—	—	—	—	—
7	2.06m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
8	2.06m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
9	右 2.46m×1.12m 左 2.46m×1.10m	○	○	—	—	—	—	—
10	右 2.46m×1.18m 左 2.46m×1.16m	○	○	—	—	—	—	—
11	2.06m×1.15m	○	○	12.84m	1回	—	—	—
12	2.07m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
13	2.07m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
14	2.06m×1.15m	○	○	—	—	—	—	—
15	2.06m×0.99m	○	○	—	—	—	—	—
16	2.06m×1.15m	○	○	12.84m	1回	—	—	—
17	2.06m×1.15m	○	○	12.84m	1回	—	—	—
18	2.06m×1.09m	○	○	12.6m	1回	—	—	—
19	2.06m×1.09m	○	○	12.6m	1回	—	—	—
20	1.86m×0.81m	○	○	—	—	—	—	—
21	1.86m×0.81m	○	○	—	—	—	—	—
22	1.86m×0.81m	○	○	—	—	—	—	—
23	1.86m×0.81m	○	○	—	—	—	—	—
24	2.17m×0.99m	○	○	12.64m	2回	—	—	—
25	2.17m×0.99m	○	○	12.64m	2回	—	—	—
26	2.16m×1.29m	○	○	—	—	—	—	—
27	2.16m×1.29m	○	○	—	—	—	—	—
28	2.16m×1.29m	○	○	—	—	—	—	—
29	2.16m×1.29m	○	○	—	—	—	—	—
30	2.17m×0.94m	○	○	—	—	—	—	—
合計		30 箇所	30 箇所	114.28m		—	—	—

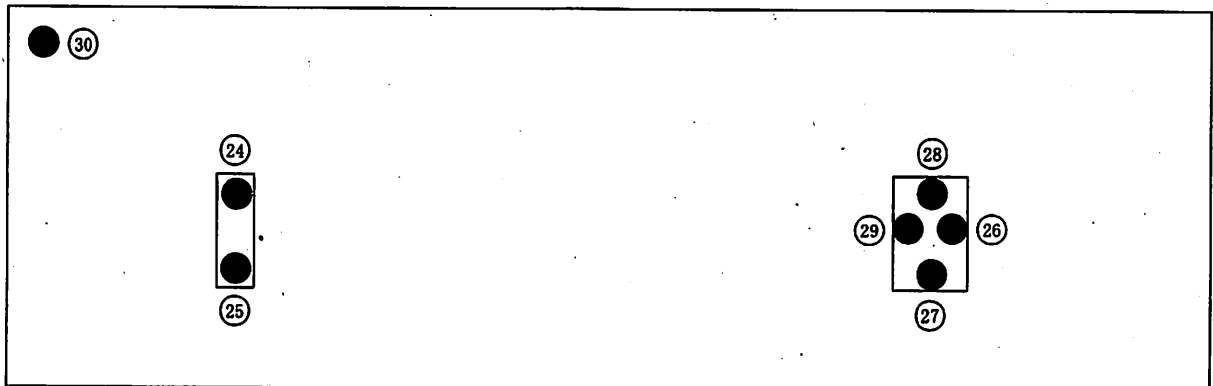
総隊司令部庁舎B 2 F



総隊司令部庁舎B 1 F



通信局舎 2 F



凡例

● シールド扉

● — ● については連動式を示す。